

合理性の階梯

ー R・ブランダムにおけるヘーゲル主義への一視角

大河内 泰樹

はじめに

分析哲学／ポスト分析哲学⁽¹⁾の伝統において R・ブランダム⁽¹⁾の哲学を際立たせているのは、彼の哲学史、特にドイツ観念論に対する関心の深さである。これは、すでに主著であり、体系的な著作である『明示化すること』(MIE 以下『明示化』)の随所に現れているが、彼の哲学史への関心がより明示的に示されるのは、これに続く『大いなる死者たちの物語』(TMD 以下『物語』)においてであろう。そこでは、スピノザ、ライプニッツ、カント⁽²⁾、ヘーゲル、ハイデガーらが、分析哲学の伝統に位置づけられるフレーゲ、セラーズとならんで、「大いなる死者たち (the Mighty Dead)」として論じられている。ブランダム自身も指摘しているように、分析哲学は哲学史、特にヘーゲルに体现されるような形の哲学史を否定することから出発した。しかしブランダムによれば、「基本的な分析〔哲学〕的信条 (credo) へのコミットメントは (…) 歴史のかつ体系的形式を許す (admitting)、いやそれどころかおそらくは必要とし (requiring) さえるものとして、哲学的理解を哲学的に理解すること (哲学的理解についての哲学的理解 a philosophical understanding of philosophical understanding) と相いれないものではない」(TMD 2) とされる。

ブランダムはこうして、分析哲学の伝統を継承しながら、近代大陸哲学の「歴史」を引き受けようとする。すでにたびたび指摘されているように⁽³⁾、その中でもブランダムが特に高く評価するのがヘーゲルである。彼は『明示化』でもたびたびヘーゲルに言及しているほか、『物語』ではヘーゲルに二章を割いて論じている。さらにそれどころか、ブランダムは『精神現象学』と『大論理学』というヘーゲルが遺した著作について前者を「体系的に提示された歴史」、後者を「歴史的に提示された体系」(TMD 369)と呼んでいるが、これは彼自身のこの二つの大著と対応するものである。つまり彼は『明示化』を『大論理学』に、『物語』を『精神現象学』になぞらえているのである⁽⁴⁾。

しかしまたブランダム⁽⁵⁾のヘーゲル主義の背後には、彼独自のヘーゲル解釈があり、しかも、それは分析哲学の伝統において初めて理解可能である。さらに、彼が用いる用語は、分析哲学の伝統においても特異なものを含んでおり、このことが彼の体系の理解を難しくしている。したがって彼の述べていることを理解するためにはまずはこの用語法も含めて、彼の独自の哲学にも分け入る必要がある⁽⁵⁾。

本稿で取り上げるのは、『物語』の「序論 合理性の五つの構想」である。この短いテキストでブランダムが展開している「合理性」論は、彼がみずからの哲学を全体としてどのように理解し、位置づけているのかを明らかにするものであるとともに、彼が分析哲学の伝統をいかに理解し、その上でヘーゲル哲学がこの伝統にたいして何を付け足し、どのような意味で貢献しようと

考えているのかをもっともはっきりと表すものである。そこで以下では、適宜『明示化』および『理性を分節化すること』（AR 以下『分節化』）を参照しながら、この「合理性」論を検討し、そこで彼の合理性理解がいかなる意味でヘーゲル的であるといえるのか、さらにこの合理性理解そのものにどのような意義があるのかを検討したい。

1. <知る能力を持つもの (sapient)>としての「われわれ」

ブランダムによる合理性の規定の検討に入る前に、ブランダムが、彼の語用論の行為者として想定している「われわれ」がどのようなものであるのかについて確認しておかなければならない。というのも、ブランダムが『明示化』で「われわれ」を論じることからはじめていることから分かるように、この理解がブランダムの哲学の理解の一つの前提をなしていると考えられるからである。

上の『物語』（TMD 2）からの引用の中で割愛した挿入部で、ブランダムは「分析〔哲学〕的信条」の対象を三つあげている。一つ目は「理性によって導かれた論証への信頼 (faith in reasoned argument)」、二つ目は「理性によって導かれた合意への期待 (hope for reasoned agreement)」、三つ目は「理性によって導かれた表現の明晰さ (clarity of reasoned expression)」であり、特に三つ目の明晰さこそがもっとも偉大なものであるとしている (TMD 2)。ここで、いずれも理性によって導き出されたもの (reasoned 理由づけられたもの)⁽⁶⁾に重きを置いていることから、ブランダムが「理性」を強調していること、しかしまたその理性は単に論証に関わるものでなく、合意と表現にも関わるものであることを見て取ることができる。そして彼はこの点において分析哲学の伝統を継承していると自負しているのである。

この理性の強調の背後にあるのは彼のある種の人間学的想定である。彼はたびたび「われわれ」⁽⁷⁾、つまり人間の「感覚能力 (sentience)」と「知る能力 (sapience)」を区別している。「感覚能力 (sentience)」は、われわれが言葉を持たない動物と共有するものであり、「目覚めているという意味で気づく能力 (the capacity to be aware in the sense of being awake)」(MIE 5; AR 157) である⁽⁸⁾。それにたいし、「知る能力 (sapience)」は理解 (悟性 understanding) や知性 (intelligence) にかかわる。ブランダムはこの「感覚能力 (sentience)」と「知る能力 (sapience)」の区別を強調し、「言説的 (discursive) 被造物」と「非言説的 (nondiscursive) 被造物」の「連続性」を主張する論者⁽⁹⁾に対し、両者の「非連続性」をみずからの立場とする (AR 2-3)。

ただしブランダムにとっても、「知る能力 (sapience)」(および「感覚能力 (sentience)」) がわれわれに存在論的に属しているとされるわけではない。むしろそこで重要なのは、われわれはどんな存在について、それが「知る能力 (sapience)」を持っていると見なすのかということである。つまり、「ひと (one) が何かを<知る能力を持つもの (sapient)>として扱っているのは、その行動にたいする理由 (reason) をなすものとしての信念や欲求といった志向的状态を、そのものに帰することによって、その人がそのものの行動を、説明するときである」(MIE 5; AR 157)⁽¹⁰⁾。理由をもって (明示的に意識しているかいないかにかかわらず) 行動しているということを、その存在に帰属させることができるとき、その存在は<知る能力を持つもの>として、たんなる<感覚能力を持つもの (sentient)>から区別されるのである。この理由付けにおいて重要視されるのが「推論」である。その人が理由を持っているということは、その人が自らの行

動について（問われたときには）その理由付けを、推論を通じて与えることのできる能力を持つことをそのものに帰属させることができるということである。このように「われわれ」は、「推論の概念」によって規定される。

ブランダムは、さらにこの推論的規定と並んで、「知る能力（sapience）」のもう一つの規定が「真理の概念を通じて」与えられるという。理性的存在が、信じる（信念を持つ believe）ということは「真と見なすこと（taking-true）」、行為する（acting）ということは、「真にすること（making-true）」であると理解される（MIE 5; AR 158）。そして、こうして真であると見なされる、あるいは真であるとされる内容を理解するということ、真理条件説に従って理解しながら、ブランダムは、<知る能力を持つもの（sapient）>であるということ、まさにその条件を適切に示すことができるということだという。「どんな状況のもとで、信じられ、欲求され、志向されているものが真となるのかという問いが、適切にあげられ得るという意味で、内容を持っている信念、欲求、志向といった状態を持つということ」（ibid.）を帰属させようということが、「われわれ」には要求されるのである。

2. 論理的・道具的・解釈的合理性

こうした<知る能力を持つもの>としての「われわれ」の規定は、これから検討しようとする合理性の規定とすでに密接に関係している。ブランダムが強調するこの分析的理性は、決してヘーゲルのいう理性と相容れないものではない。むしろ、ブランダムの理解するヘーゲル的な理性概念は、分析的な理性の内在的な克服の過程の中で要求されるものなのである。これをブランダムは『物語』『序論』において「五つの合理性構想（Five Conceptions of Rationality）」を描く中で指摘している。この五つの構想とは、論理的、道具的、翻訳的、推論的、歴史的合理性の五つであり、ブランダムが特にヘーゲルの中に先駆者を認めるのは最後の二つ、つまり推論的合理性と歴史的合理性である。

最初の、論理的合理性モデルは、「理由の力にたいして感受的であること（being sensitive to the force of reasons）」とされる。論理的によい論証とそうでない論証とを峻別し、よい論証は、「前提や結論として主張を関連づける論理的な妥当性」に依拠するとするものである。この合理性によって全てのよい論証を説明しようとした例としてフレーゲ、ヒルベルト、ラッセル／ホワイトヘッドがあげられている（TMD 3）。つまりは、分析哲学の起源となった合理性モデルと考えてよいだろう。この論理的合理性モデルが、理論的推論にかかわるのに対し、第二の道具的モデルは実践的推論にかかわる。つまりそれは、行為に理由を与える合理性、「オデュッセウスの理性」のような「欲しいものを手に入れる」能力、目的に対する手段を見いだす能力としての知性である⁽¹¹⁾。この2つの合理性モデルに共通しているのは、推論を行う上でインプットされる内容を前提しているということである。論理的合理性においては信念が与えられて、道具的合理性においてはたとえば、欲求が与えられて、その間のどのような結びつきが合理的であるのかが問われることになる。ここでは「かの心理学的状態の内容は、その内容の間の合理的結びつきを考えることとは独立して、そしてそれに先だって、理解可能なものとされうる」ということが前提されており、これはまさに経験論が（伝統的なそれも20世紀のそれも）前提してきたものである。またこの論理的および道具的合理性はいずれも、理由付けの構造に関わるものであり、前提

とされている内容そのものには触れない。つまり、前提とされる信念や欲求の内容は結論の合理性とは関わりがないのである。

第三の合理性モデルは、主にデイヴィッドソンによって発展させられたとされる「翻訳的／解釈的」合理性である。ここでは、言語活動の解釈可能性が合理性の基準となる。つまり、他のものの行動 (behavior) は、「それがわれわれの言語的行動の上に位置づけられ (be mapped onto)、われわれが彼らと話を (converse) することができる」(TMD 4) ときに、合理的であると見なされる (principle of charity)。これが上に見た、<感覚能力を持つもの>にたいする<知る能力を持つもの>の規定に関わるものであることは容易に見て取ることができる。私たちが他者が発する音声や振る舞いを、私たちの基準から意味を持つものとして理解するとき、つまり私たちが彼らをわれわれ同様に<知る能力を持つもの (sapient)>であると見なし、私たちの理解の構造の中に彼らの行動を位置づけて理解することができるとき、彼らの行動は合理的なのである。換言すれば、この意味で合理的であるのは「われわれが分かったもの (what we've got)」(TMD 4) である。

この解釈的合理性は論理的合理性モデルと道具的合理性モデルを包括するものと理解される。まず、内容的な解釈が成立するためには、論理的な語彙として機能する表現が枠組みを与えていなければならない。次に道具的合理性モデルに関しては、「完全な理由 (complete reasons)」と呼ばれる、「道具的合理性にしたがって行動を合理化する信念や欲求の布置 (constellation)」(TMD 5) を行為者に帰属させることが必要とされる。なぜならそうせずにはわれわれは他者を理解することはできないからである。しかしまた第三に、解釈的合理性はこの二つの形式的合理性をあわせただけでは十分ではない。なぜならこうした形式的な合理性モデルだけでは解釈は成立しないからである。われわれが他者の行動を理解するときそれが可能なのは、われわれがそれをわれわれの図式の中に位置づけることができるからである。しかし、内容が理解されるのもそうした構造の中においてなのである。従って、何かを解釈可能にするものは、その何かに内容を持たせるものと同じものである。他のものと結びつき、そのものを取り巻いている「包括的な合理的行動の構造 (economy)」を相手に帰属させることによって、われわれは初めて他者の言動を解釈することができる。

以上の三つの合理性は、これまでもすでに他の論者たちによって練り上げられて意識化されてきたものであり、ブランダム特有のものでもなければ、彼のヘーゲル解釈が直接関係するものでもない。しかし、彼はこれらの合理性概念を次の推論的合理性および歴史的合理性にいたる階梯の中に位置づけることによって、ヘーゲル的な発展の論理の中に取り込むのである。さらに、この階梯においては前の段階は次の段階において捨てられるわけではない。以上の三つの合理性においても、最終的に第三の解釈的合理性は、これに先行する論理的および道具的合理性の両方を包括するものとして理解されていた。いいかえれば、ブランダムはデイヴィッドソンの解釈的合理性モデルを、それ以前に分析哲学の中で見られた合理性概念を包括するモデルとして理解し、そこにいわばヘーゲル的な意識の経験の発展を見ているのである。

3. 推論的合理性

さて、ブランダムが独自の合理性概念を提示し、さらにヘーゲルの貢献を見いだすのは、第四

および第五の合理性モデルにおいてである。とくに、第四の「推論的」合理性モデルにおいては、「合理的であるということは、理由を与え、理由を求める (ask for) ゲームをすること」(TMD 6)と理解される。この「推論的」合理性においては、ブランダムが『明示化』と『分節化』で詳細に展開した推論的意味論とその基礎をなす規範的語用論が前提とされている。

上でブランダムが「感覚能力 (sentience)」と「知る能力 (sapience)」の区別を強調していることを見たが、このことは「概念的なものと非概念的あるいは前概念的なもののあいだの非連続性」(AR 3)を帰結するものであった。しかしここで、この概念とその意味はどのように理解されるのだろうか。

まず、ブランダムは、意味論的アトミズムを拒否する⁽¹²⁾。それは第一に、概念はそれだけでは言語行為において意味を担うことができないと考えるからである。ブランダムは、意味を担うことができ、真偽を問うことができるのは、命題形式を持つものであるという認識をもたらした貢献をカントに帰している。しかし、そこでブランダムはカントを超えて、さらに概念的なものが命題として内容を持つのは、それが推論的關係の中に位置づけられ、役割を果たすことによってであると主張する。命題の意味が推論的關係に依存するというこの認識が、ブランダムがカントからヘーゲルへの発展を見る要点の一つである。

しかし、推論關係の中で命題が内容を持ちうるというだけでは、ここでの合理性を第一の論理的合理性と区別する指標にはならない。ここでブランダムが依拠するのがセラーズの質料的推論である。ブランダムがこの質料的推論の例としてあげているのは、「AがBの西にある」から「BはAの東にある」を導き出したり、「コインが銅である」から、「それが1083度ではなく1084度に加熱されたときに溶解する」を導き出したりすることである (TMD 6)。これらの場合前件から後件が導かれるのは、論理形式によってではなく、その命題が示す内容によってである。こうして、<感覚能力を持つもの>あるいはサーモスタットといった機械が「信頼できる弁別的反応傾性 (reliable differential responsive disposition)」⁽¹³⁾を持っていながらも、<知る能力を持つもの>がこれらから区別されるのは、後者がこの質料的推論の意味において「推論において様々に導き出された反応を用いることができる」(AR 162)からである。

このブランダムの推論的合理性モデルは意味の使用説の拡張として理解されなければならない。つまりその命題の意味（したがって概念の意味）は、その命題が日常的な間主観的言語使用の中で、推論の前提や結論として「用いられる」ことによって意味を持つのである。さらに、ブランダムはここで意味論を義務論的／規範的に理解する。つまり、意味を持つ命題は、その推論關係の中で或る規則に従っていなければならない。上で、ブランダムが意味を担いうる最小の単位は概念でなく命題形式を持つものであるとしていることを見たが、むしろ、命題（ないし判断）が意味の最小単位であるのは、それが、それに対して話者の「責任」を問うことのできる最小単位であるからである (AR 160)。

こうした意味論の基礎をなしているのは、ブランダムの規範的語用論である。概念の意味がその使用である限りにおいて意味論が語用論に移行することは理解しやすい。そこにおいて推論關係における規範が問題になるのである。そして、意味が推論關係の中に位置づけられるという上に見た主張も、これによって初めて理解することができる。この語用論においては、われわれが言語を使用するときに機能している「規範的地位」が問題となる。コミットメント (commitment 関与) およびエンタイトルメント (entitlement 資格付与) は、まさにそうした規範的地位を表

す概念の一部である。私たちがある主張を行うとき、私たちはその主張が表現されている文の命題内容に関してコミットしていることになる。つまり他者に対して自分がこの主張によって表現された内容を支持していることを明示したことになる。しかし、ここでわれわれがコミットしているのは、そこで明示的に主張された内容に関してだけではない、その主張内容から推論的に導き出されうる内容についても、「暗黙のうち (implicit)」にコミットしているのである。たとえばわれわれが「この木の実が赤い」という時には、暗黙のうちに「この木の実が色を持つ」ことにわれわれはすでにコミットしているはずである。(状況によっては「この木の実が熟している」ことにコミットしているとみなされることにもなるだろう。) 逆にあるコミットメントは、他のコミットメントを排除してもいる。つまり、上の例でいえば、「この木の実が青い」ことは、この命題を発した者が取り得るコミットメントから排除されていることになる。したがってわれわれは或るコミュニケーションパートナーに、その者の発言に従って、なんらかのコミットメントを帰属させるとき、その命題から推論関係にしたがって許容される他のコミットメントをその者が行うことに対して「資格付与 (entitlement)」を行う、あるいは逆に推論関係に従って排除される主張を行うことを認めない、つまり資格を与えないことになる。

ブランダムにとって、言語的实践とはこのような「推論的に分節化されたコミットメントの引き受け (the undertaking of inferentially articulated commitment)」(AR 164) をともなうものである。ただし、上の説明からすでに明らかであるように、そこでは発話する本人が自ら自分のコミットメントを引き受けることだけでは十分でない。そこで重要となるのはブランダムという「スコアをつけること (score keeping)」である。或る言語行為が行われたときに、その行為が、その行為を行った者と聞き手にとって、どのようなコミットメントを行い、どのような資格を有しているのかをつける、スコアキーパーが必要となるのである。ただしこのスコアキーパーは、必ずしも実際に第三者である必要はない。実際の対話のパートナーも互いに、相手の発言についてスコアキーピングを行いながら、会話をしているのである⁽¹⁴⁾。

4. 脱超越論化と推論主義的理性

ハーバーマスは、ブランダムがこうした語用論を中心とした哲学を展開した『明示化』を、「70年代に〔ロールズの〕『正義論』が実践哲学においてそうであったのと同様な、理論哲学における里程碑」と高く評価している。ブランダムがこの著作をヘーゲルとの関係において批判的に検討したこのハーバーマスの論文は「カントからヘーゲルへ」と題されており、ハーバーマスはまさにブランダムがこの書を、批判理論をヘーゲルからカントへと引き戻した自分の仕事にたいして、分析哲学／ポスト分析哲学においてカントからヘーゲルへの歩みを進めるものとして理解している。ハーバーマスは、ブランダムを、カントの哲学を脱超越論化するものとして、自らと同じ方向性を持つものと考えながらも、過剰にヘーゲルへと振れてしまったものとして批判している⁽¹⁵⁾。

ここで同様に語用論を基礎におく両者の哲学がどのように異なっているのか、そしてまた両者の間で交わされた論争について、扱うことはしない。しかし、本節で確認したいのはむしろ、ブランダムがカントの超越論哲学をも、自らの語用論から解釈し、その超越論的道具立ても語用論から理解している点である。

先にブランダムが、意味の最小単位を（判断形式を持った）命題の中に見いだしたことを見たが、ブランダムはこの功績をカントに帰している。また判断がそのコミットメントに対する責任を帰すことのできる単位であること、つまりは概念内容の規範的性格についてもカントは指摘していたとする。彼によれば、カントの悟性（＝理解すること *understanding*）は「規則を把握する能力」にほかならない。まさにこうして、カント哲学の超越論的構成は、語用論から理解されることになる。その要点は次の四点である。①カントの「超越論的統覚」は「判断に対する責任の形式的な次元（*the formal dimension of responsibility for judgment*）」（AR 160）を表すものとして理解される。つまり主張にたいする責任主体を形式的に指し示すものである。②この理解によって、統覚はもはやモノローグ的なものではなく、「共責任性の等価関係（*an equivalence relation of coresponsivity*）」（*ibid.*）によって定義されるものとなる。また、③カントにおいてこの統覚の相関項とされる、超越論的「対象＝X」もまたこれに応じて、「或るものへの判断の責任の形式的な次元（*the formal dimension of judgments' responsibility to something*）」（*ibid.*）を表現しているとされる。つまり、統覚が責任主体を形式的に指し示すものとされたのに対応して、超越論的对象は責任の対象を形式的に示すものとして理解される。最後に、④こうしてカントにおける超越論的「必然性」はブランダムによって、コミットメントの内容が規則によって決定されることを意味する規範的な性格をあらわすものとされることになる⁽¹⁶⁾。

このようにブランダムによって、カントの超越論的認識論は、規範的語用論の枠組みで解釈される。しかし、ブランダムによればこのように理解された「カントの規範的合理主義」も「もっとも基本的な訂正」を必要とする。この訂正を行ったとされるのがヘーゲルである。ヘーゲルは、ここまで、コミットメント、責任、権威といったことばで表現されてきた「規範的地位を社会的達成として理解する」という。つまり、合理性はここで社会的なものとして理解されなければならないことになる。

このように、推論的意味論による義務論的語用論の要請は、さらにこの推論的合理性が社会的なものであることを含んでいることになる。ここにブランダムがヘーゲルの「精神」⁽¹⁷⁾の概念に着目する点がある。論理関係における推論の重視と理性の客観性という二つのヘーゲルのテーゼがここで語用論を通じて結びあわされるのである。それは推論的合理性に「社会的な」性格を与えるものである。

5. 歴史的合理性

このようにブランダムは、カント哲学についての独自の解釈をおこないながら、第四の推論的合理性においてカントからヘーゲルへの移行が必然的であることを示す。これは『明示化』の全体を貫く論点の一つであった。そこでわれわれは残された最後の第五の合理性モデル、歴史的モデルに向かおう。ここでブランダムは、『明示化』の射程を超えた合理性の概念を提示するのである。

ブランダムによればこのモデルは「合理性のある種の伝統の再構成の中にあるものとして理解する」（TMD 12）ものである。つまりそれは、「その伝統の中にすでに暗黙のうちにずっと存在していたものとして、回顧的に示されるものを、明示性の中へと、徐々に向上しながら展開すること」（TMD 12）として合理性を理解する。ここでブランダムがヘーゲルの『精神現象学』を

念頭に置いていることは明らかであろう。それは同時に「明示化」というブランダムの中心的な論点、そして上で見た第三の分析的信条つまり、「理性によって導かれた表現の明晰さ」とかかわっている⁽¹⁸⁾。

われわれはすでに推論的合理性がブランダムにおいては社会的なものとして理解され、そこでヘーゲルが参照されているのを見た。それは言語使用における規則が、社会的なものと考えられるからである。では、規則はいかにして社会的に構成されるのだろうか。ブランダムは次のように言う。「したがってそれらの概念がどのような内容を持っていようとも、その概念はそれをその実際の適用の歴史から得るのである」(TMD 13)。つまり、規則は歴史的に形成されるのである。

ある規則が適用されるためには、いかにして正しく、その普遍的な規則が特殊なケースに適用されうるのかが問題になる。こうした規則の正しい適用に関わる規範をブランダムは「確定的概念規範 (determinate conceptual norms)」とよぶ (TMD 12)。ではなぜその都度現れる新しい事態に対して、私たちは普遍を適用することができるだろうか。あり得る回答は、この普遍を適用するための規則の存在を指摘することである。しかし、次にはこの規則がそこで適用されうるための規則が必要とされることになり、結局は無限後退に陥ることになる⁽¹⁹⁾。この問いに答えるにあたってブランダムは、法学における慣習法概念を援用する。そこでは「法的な普遍の、特殊な事実の集合 (sets) への適用を支配する明示的な最初の原理言明は存在しない」(TMD 13)。にもかかわらず慣習法においては、判決は、先行する判決や決定を根拠として正当化される。ただしそこで、恣意的な判決を正当化することはできない。「判決は伝統を一貫させなければならず、実際に合理的で正しいものとしてなされた決定を表現しなければならない」(TMD 14)からである。つまりそれは、過去の事例の内に暗黙の内に含まれていた規範を明示化するものとして理解される⁽²⁰⁾。しかし、まさにこうした規範は「その語が実際に先行する判断において適用されてきた仕方」(TMD 13)によって生み出されるのである。

ただし、この歴史主義は単に過去によって決定論的に現在の判断を規定しようとするわけではない。まさにそこに解釈の余地があることによって、われわれは歴史の中で、過去を引き受けながら、常に規範を書き換えていくことになる。新たな判決は過去の判決を通じて自らを正当化するのと同時に、過去の判決に解釈を与え、現代の文脈の中で意味づけを行っている⁽²¹⁾。「歴史のホイッグ的な書き換え」が、伝統を合理的であったものとするのである (TMD 14)。

ブランダムはこうした歴史的プロセスを、「概念の選択的・累積的で、表現的に進行的な (a selective, cumulative, expressively progressive) 系譜学」(ibid.) と呼ぶ。その都度判断をおこなう者が、選択された過去の判断に依拠しながら、その過去の判断の解釈を通じて、何が合理的と見なされるのかを表現する。そしてその判断の表現は、蓄積され将来の判断の合理性の資源となり、またこれにもとづいて判断がなされ、表現にもたらされる。こうして歴史は「判例」を蓄積し先へと進んでいくことになる。

したがって、その都度行われる判断は、単に歴史によって決定論的に規定されるわけではない、その都度われわれは伝統を、規則を解釈することによって、歴史を形成し、合理性を実現していくことになる。こうした独自の合理性概念を提起するにあたって、ブランダムがここで引き合いに出すのはまさに『精神現象学』である。ヘーゲルが『精神現象学』で展開しているのは、「この種の反省、自己意識、理解可能性、透明性などが、もっとも明示的に、一種の成熟の語りの形

式で表現される」(TMD 15)ものとされるが、そこでは「実際の適用の伝統の合理的な再構成—過去を歴史の中に入れ込むこと (making a past into a history)—は、それに対する一種の反省、一種の自己意識である」(TMD 14)と見なされる。ブランダムによれば、ヘーゲルにとって、意識の推論的観念と自己意識の歴史的観念は「同じコインの両面」であり、「一方なしに他方は理解できない」(TMD 15)。まさにそれは、ブランダムがこの「合理性論」を展開するなかで明らかにしようとしていたものである。

結論

すでに冒頭において、ブランダムが『明示化』と『物語』の関係をヘーゲルの『大論理学』と『精神現象学』の関係になぞらえているのを見た。ここに合理性のモデルとして定式化されているものは、哲学史を「自己意識の歴史」として理解することを可能にしているといえよう。ここではこの五つの合理性モデル自身が、最後の歴史的合理性の中で位置づけられ、合理性についての理解の発展を示すものとなるのである。従来の分析哲学における合理性概念にたいして決定的な一歩を先に進めるのは、第四の推論的合理性であった。したがってこの合理性モデルが合理性の社会的理解を必要とし、さらにこの合理性の社会的理解は、歴史的合理性を必要とすることが示されてきたのである。また、ブランダムは明示的に述べていないものの、第五の歴史的合理性においては、第三の解釈的合理性が埋め込まれている。ただし、解釈的合理性においては基本的に共時的な関係における解釈が問題となっていたが、第五の合理性においては通時的解釈が問題となっているのである。過去の「判例」は現在のわれわれの図式において意味を与えられる。しかし、同時に現在のわれわれが過去にたいして想定する合理性の構造は、ここでは時間の経過を経て現在の合理性の構成にも結びついているはずのものである。

すでにブランダムは『明示化』で自らの推論主義がヘーゲルに範をとるものであることを主張していたが、そこで展開されていたのは第四の合理性にあたる内容にとどまっており、この『物語』で示されるヘーゲル的な合理性理解は、最終的には彼が『明示化』で示した合理性の射程を大きく超えるものである。たしかにこのように理解されたヘーゲル主義は、あくまで分析哲学のコンテクストにおいて理解されたヘーゲルであって、ヘーゲルの哲学的主張のすべてをくみ尽くすものではない。しかしまたブランダムが合理性論を展開しながら援用するヘーゲル主義が、現在再生可能なヘーゲル哲学の要素を取りだしているということではできらう。つまりそれは推論主義、理性の社会性およびその歴史性の三つである。

ただし特に最後の歴史性について一つの疑義が生じる。ブランダムはこの合理性の歴史的理解において、そこに進歩があることを想定しているがこの進歩は何に担保されているのだろうか。なぜそこに彼は「歴史を通じての理性の行進 (reason's march through history)」(TMD 14)を見ることができるのだろうか。ブランダムが主張することができるのはせいぜいわれわれが用いることのできる過去の「判例」の蓄積が増加することにすぎない。この厚みがすぐさま進歩を意味するのかどうかについてわれわれはより慎重でなければならないだろう。それは同時にヘーゲルの歴史的理性を現在に再生することの一つの困難を示すものでもあろう。合理性を歴史的に理解することは必ずしもヘーゲルのようにその進歩をア・プリオリに要請しはしないのである。

略号

MIE: Brandom 1998

AR: Brandom 2000

TMD: Brandom 2002

文献

Brandom, Robert B. 1997: "Study Guide", in: Sellars 1997.

Brandom, Robert B. 1998: *Making It Explicit. Reasoning, Representing, and Discursive Commitment*, Cambridge, Mass./London: Harvard University Press.

Brandom, Robert B. 2000: *Articulating Reasons. An Introduction to Inferentialism*, Cambridge, Mass./London: Harvard University Press.

Brandom, Robert B. 2000a: "Facts, Norms and Normative Facts: A Reply to Habermas". *European Journal of Philosophy* 8:3, 356-374.

Brandom, Robert B. 2002: *Tales of the Mighty Dead. Historical Essays in the Metaphysics of Intentionality*, Cambridge, Mass./London: Harvard University Press.

Bubner, Rüdiger 2001: Überlegungen zur Situation der Hegelforschung, in: *Hegel-Studien*, Bd. 36.

Halbig, Christoph/Quante, Michael/ Siep, Ludwig, (Hrsg.) 2004: *Hegels Erbe*, Frankfurt am Main.

Halbig, Christoph/Quante, Michael/ Siep, Ludwig 2004a: Hegels Erbe - eine Einleitung, in: Halbig/Quante/Siep 2004.

Habermas, Jürgen 1999: *Wahrheit und Rechtfertigung. Philosophische Aufsätze*, Frankfurt am Main.

Habermas, Jürgen 1999a: Von Kant zu Hegel. Zu Robert Brandoms Sprachpragmatik, in: Habermas 1999.

Habermas, Jürgen 1999b: Wege der Detranszendentalisierung. Von Kant zu Hegel und zurück, in: Habermas 1999.

久保陽一 2008 「ヘーゲルにおける『ホーリズム』と『プラグマティズム』: ブランドムの『精神現象学』解釈について」『東北哲学会年報』(24)、73-79

三谷尚澄 2007 「コミットメントに基づく規範性理解の構造—R. ブランドムによる推論主義のプログラムをめぐって」『哲学論叢』34、37-48

岡本裕一朗 2009 『ヘーゲルと現代思想の臨界—ポストモダンのフクロウたち』ナカニシヤ出版

Rajchman, John 1985: "Philosophy in America", John Rajchman / Cornel West (ed.), *Post-analytic Philosophy*, New York: Columbia University Press.

大河内泰樹 2007 「脱超越論化と相互主観性—ハーバーマスの『精神現象学』批判のメタクリティーク」『理想』679、106-118

大河内泰樹 2007a 「カントとヘーゲルの間—現代批判理論の位置規定をめぐって」『情況』第3期第8巻第7号、20-133

斎藤浩文 2000 「哲学的意味論への推論主義的アプローチ: ロバート・ブランドムの単称名に関する議論を手がかりとして」『滋賀大学教育学部紀要II、人文科学・社会科学』50、69-75

斎藤浩文 2002 「概念の探求: ブランドムの Articulating Reasons にみる推論主義的研究プログラム」『滋賀大学教育学部紀要 II、人文科学・社会科学』52、167-172

Schnädelbach, Herbert 2004: *Die analytische und postanalytische Philosophie*, Frankfurt am Main.

- Sellars, Wilfrid 1997: *Empiricism and the Philosophy of Mind*, Cambridge, Mass./London: Harvard University Press.
- 嶋崎隆 2008 「現代における新ヘーゲル主義の登場：言語論的転回とプラグマティズムの転回をめぐって」『一橋社会科学』5、1-49
- 徳増多加志・渋谷繁明・野尻英一 2007 「アメリカ合衆国におけるヘーゲル研究の動向」『ヘーゲル哲学研究』第13号
- 徳増多加志 2010 「ネオ・プラグマティズムとヘーゲル哲学」『ヘーゲル哲学研究』第17号
- Welsch, Wolfgang 2000: Hegel und die analytische Philosophie, in: *Information Philosophie*. März.

注

※本研究は2011年度科学研究費補助金(若手研究(B))「ヘーゲル哲学のプラグマティズム的解釈についての研究」の研究成果の一部である。

- (1) 「ポスト分析哲学 postanalytic philosophy /die postanalytische Philosophie」という呼称は、最近の「分析哲学」の潮流を指すものとしてドイツ語圏では比較的一般的となっているが、英語圏や日本ではそれほど一般的ではない。この語が用いられる際には、20世紀初頭の創設者たちによって始められた分析哲学の運動がこの50年で大きな転換を迎えたという認識がある。本稿は、ブランダム哲学と彼のヘーゲル主義を、ヘーゲルの拒絶から出発した分析哲学の内在的な発展の結果の一つとして捉えており、その点からブランダムを含む最近の「分析哲学」を「ポスト分析哲学」と呼ぶことは適切であると考えている。Cf. Rajchman 1985; Schnädelbach 2004. また分析哲学の歴史とそのヘーゲルとの関係については Welsch 2000.
- (2) TMD に収録されている論文にはカントを主題としているものはないが、たびたび言及されている。本稿の以下の議論を参照。
- (3) Halbig/Quante/Siep 2004a; 嶋崎2008; 久保2008; 徳増2010。またアメリカにおけるヘーゲル研究をめぐると況に関してはあわせて Bubner 2001; 徳増/渋谷/野尻2007を参照。
- (4) ブランダムは以前よりヘーゲルについての著作を準備していると公言しており、2008年秋には『精神現象学』をアツクったゼミナール *A Spirit of Trust: A Semantic Reading of Hegel's Phenomenology* を開講している。<http://www.pitt.edu/~brandom/hegel/index.html> (2012年2月15日閲覧)
- (5) 日本におけるブランダム研究としては、斎藤2000が、単称名の問題に即してブランダム主張を検討しているほか、斎藤2002と三谷2007がブランダムプログラムの大枠を紹介している。いずれにせよ本格的な研究は今後を待たなければならないだろう。
- (6) reasoned は「推論された」とも「理由を与えられた」とも訳すことができ、ブランダム自身もこうした意味合いをこの語に与えていると考えられる。ただし、「合理性」を主題とする本稿においては、「理性」と「理由付け」との関係性を強調するためにもここでは「理性によって導かれた」と訳すこととする。
- (7) Cf. MIE 3-4.
- (8) 「感覚能力 (sentience)」はまた、サーモスタットや地雷のような「たんなる信頼できる種別的な反応性 (the mere reliable differential responsiveness)」(AR 157)とも異なる。
- (9) ブランダムはこの点で、自分の立場が多くの現代の意味論(ドレッツキ、フォーダー、ミリカン)、古典的なアメリカのプラグマティスト、後期ヴィトゲンシュタインと区別されるとしている (AR 3)。ここではあげられていないが、連続性論者の古典的な代表例はライプニッツであろう。さらにブランダムは、哲学において理性が人間の種別的な性質とされてきたことを批判するデリダも批判している (AR 15)。
- (10) 「知る能力を持つもの (sapientia) は理由 (理性) が彼らにとって問題であるかのように行為する」(ibid.)。

- (11) 「道具的な合理性モデルは、論理的モデルを特殊なケースとして含むと主張する」(TMD 3) とされる。
- (12) Cf. AR 15-16.
- (13) Cf. Brandom 1997.
- (14) このスコアキーパーの人称的位置づけの問題については、ハーバーマスとブランダムの間で論争となっている。Habermas 1999a ; Brandom 2000a.
- (15) Habermas 1999a および1999b. これについては大河内2007および2007a を参照。
- (16) この点については TMD 21-24も参照。
- (17) Cf. AR 33.
- (18) ブランダムが表象主義にたいして表現主義を擁護することについては AR 7-10。
- (19) 『明示化』においてこれは規則主義 regulism の問題点として指摘される。MIE Ch.1.
- (20) 「したがって、先例となるものとして選ばれた先行する決定のそれぞれは、その暗黙の規範の或る側面を明示化するものであることが明らかになる」(TMD 14)。
- (21) 「そのような過程は特有の、構造化された意味で合理的である。現在の決定の合理性、つまり概念の正しい適用としてのその正当化可能性は、或るモデルにしたがってその適用の伝統を合理的に再構成することによって確保される」(ibid.)。

(一橋大学大学院社会学研究科准教授)